

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 15 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 渡 邊 美和子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 3 0 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 7 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 1 4 日 午前 9 時 3 0 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 0 月 1 5 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 1 9 日 午後 4 時 3 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8 年 9 月 1 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 千葉県若葉区愛生町 |
| | 地 番 | 63番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 152.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 千葉県若葉区愛生町63番地8 |
| | 家屋 番号 | 63番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 55.48平方メートル
2階 39.74平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月17日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 千葉県若葉区愛生町 |
| | 地 番 | 6 3 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 2 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 千葉県若葉区愛生町 6 3 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 6 3 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 5 . 4 8 平方メートル
2 階 3 9 . 7 4 平方メートル |



令和8年(ケ)第33号
令和8年5月11日受理
令和8年6月30日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 村 井 清 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 千葉県若葉区愛生町 |
| | 地 番 | 6 3 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 2. 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 千葉県若葉区愛生町 6 3 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 6 3 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 5. 4 8 平方メートル
2 階 3 9. 7 4 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	未実施				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）				
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項	3枚目「その他の事項」のとおり				
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項	3枚目「その他の事項」のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年（ ）第 号				
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■本件土地について

- 1 北側で市道に接する宅地で、本件建物の敷地として利用されている。
- 2 南側にスチール製の物置がある(基礎がなく土地定着性に欠けるため動産である)。

■本件建物について

- 1 債務者兼所有者の陳述によれば、本件建物には雨漏りやシロアリ被害はないものの、以下の不具合があるとのことである。なお、設備には不具合はないとのことであったが、水道が止められており、使用していない浴室(キッチン、トイレは井戸水使用)等の稼働の如何は不明であるものと思われる。また、立入調査の際に壁や建具に開いた穴が散見された。
 - 1) ベランダの外壁が割れている。(写真2参照)
 - 2) 雨樋が壊れている。
 - 3) 1階和室前のカーポート様の樹脂屋根板が割れている。(写真3参照)
- 2 上記以外にクロスの破れ・剥がれ、汚れ等が見られ維持管理の状態はやや不良であるが、概ね経年劣化の範囲内の状態にあるものと思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 この家には、私が一人で住んでいます。動物は飼っていません。 2 この建物には以下の不具合があります。設備には故障等はありません。 1) ベランダの外壁が割れている。 2) 雨樋が壊れている。 3) 1階和室前のカーポート様の樹脂屋根板が割れている。 3 リフォームや増改築はしたことはありません。 4 土地境界等、近隣トラブルはありませんが、家の駐車場に近所の人が勝手に車を駐めることがあります。 5 家の中で生じた事件、事故、火災等はありません。 (以上、令和8年6月15日に面談聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年5月18日 (月) 9:05-9:15	物件所在地	物件確認 不在 占有調査 外観写真撮影 立入調査に関する求連絡書投函(連絡なし)
R8年5月18日 (月) : : :	千葉地裁執行官室	電力会社宛に電気受給契約に関する照会書発送(5月28日回答書受領)
R8年5月26日 (火) 8:10-8:15	物件所在地	不在 立入調査に関する求連絡書投函(連絡なし)
R8年6月2日 (火) 12:05-12:10	物件所在地	不在 立入調査に関する通知書投函
R8年6月15日 (月) 12:40-13:20	物件所在地	立入調査(物件確認 占有確認 図面作成 写真撮影) 評価人同行 債務者兼所有者に面談聴取
年 月 日 () : : :		
年 月 日 () : : :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和8年6月15日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入ったところ、債務者兼所有者が在宅しており調査に立ち会った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉地方法務局 増補)
令和8年1月20日 福岡法務局

(7 枚目)

登記証

100256

10.5.12

地積測量図

地番	63-12
土地の所在	千葉市若葉区愛生町



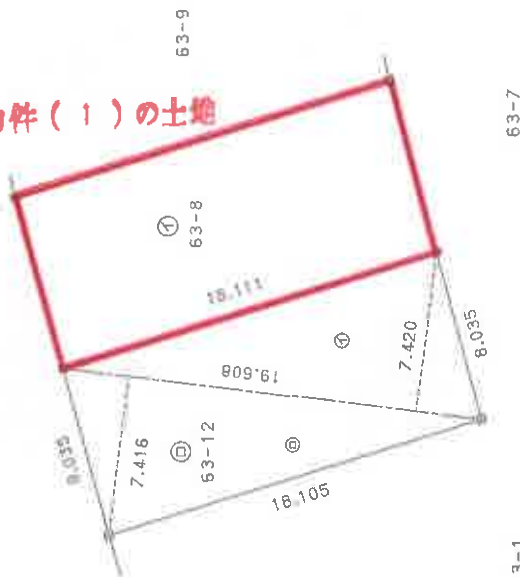
地番⑥63-12			
符号	底辺	高さ	積面積
イ	19.608	7.420	145.491360
ロ	19.608	7.416	145.412928
		他面積	290.904288
		面積	145.4521440
		地積	145.45 m ²

地番④63-8	
公積	297.459078
合計面積	145.4521440
積地積	152.0069340
地積	152.00 m ²



道 路

物件(1)の土地



田	コンクリート杭 (既設)
ロ	ブロック角
〇	金属標 (新設)

作製者	申請人	縮尺 1/250
(平成10年5月9日作製)		

業土地家屋調査士会用紙)

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉地方方法務局管轄)
令和8年1月20日 福岡法務局

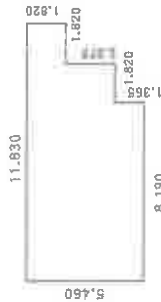
登記証

(8 枚目)

000135

各階平面図

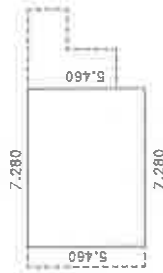
1 階



求積表

$8.190 \times 5.460 =$	44.717400
$1.820 \times 4.095 =$	7.452900
$1.820 \times 1.820 =$	3.312400
計	55.482700
床面積	55.48 m ²

2 階



求積表

$7.280 \times 5.460 =$	39.748800
床面積	39.74 m ²

A3判をA4判に縮小

建物図面
各階平面図

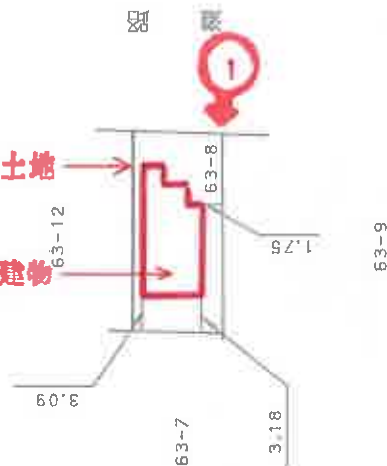
家屋番号 63番8

建物の所在 千葉市若葉区愛生町63番地8



物件(1)の土地

物件(2)の建物



写真撮影位置と方向

作製者

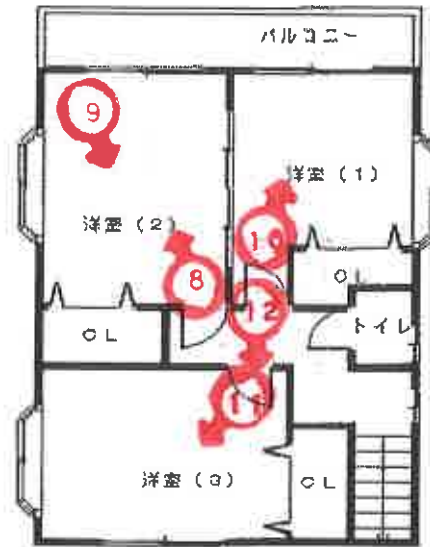
縮尺 1/250

申請人

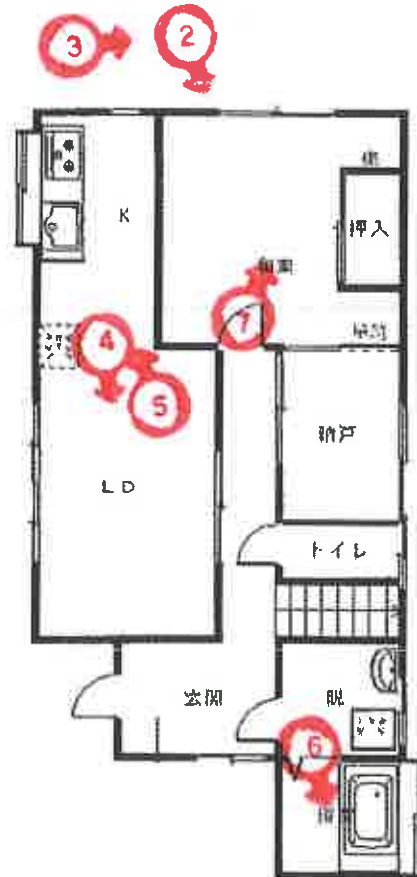
縮尺 1/500

(千葉土地家屋調査士会用紙)

間 取 略 図



2階



1階



◀○ 写真撮影位置と方向



1



2



3



4



5



6



7



8



9



1 0



1 1



1 2

副本

令和 8 年（ケ）第 33 号

令和 8 年 6 月 15 日 現地調査

令和 8 年 6 月 16 日 評価

第 26K - 946 号 発行番号

令和 8 年 7 月 3 日 提出日

千葉地方裁判所

民事第 4 部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

山口真由美

第1 評価額

一 括 価 格		
金 8,950,000 円		
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金	6,740,000 円
物件2（建物）	金	2,210,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		同左 住居表示未実施区域
2	物件目録記載のとおり。		同左
番号	特 記 事 項		
1,2	ない。		

物 件 目 録

- 1 所 在 千葉市若葉区愛生町
 地 番 63番8
 地 目 宅地
 地 積 152.00平方メートル

- 2 所 在 千葉市若葉区愛生町63番地8
 家屋 番号 63番8
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 55.48平方メートル
 2階 39.74平方メートル



第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	千葉都市モノレール2号線「みつわ台」駅の北方・約1.8km(道路距離) 最寄バス停「愛生町」の南方・約15m(道路距離) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅、共同住宅、事業所等の混在する地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な 規制を考慮しない一般的 な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化調整区域
	用 途 地 域	—
	建 蔽 率	指定 60%
	容 積 率	指定 200%
	防 火 規 制	—
	そ の 他 規 制	宅地造成等工事規制区域 建築基準法第22条指定区域
画 地 条 件 (規 模 , 形 状 等)	形 状 :(長方形地) 地 勢 :(略平坦) 接 道 方 位 :(北) 間 口 :(約8m) 奥 行 :(約18m) 地 積 :(152㎡) (登記とほぼ同じ) 接 面 道 路 と の 関 係 :(中間画地) 隣 地 と の 高 低 差 :(各隣接地と略等高)	
接 面 道 路 の 状 況	北側（市道） 路線名（愛生町14号線） 幅員（約9m） 連続性（稍優る） 舗装（有） 歩道（有） 側溝（有） 高低差（道路と概ね等高）	
	建築基準法上の種類	北 側： 建築基準法第42条1項1号
	セットバック	不要 セットバック部分の面積 —
	再建築の可否	可能（特記事項3参照）

土地の利用状況等	物件1	物件2建物の敷地
	隣地	・北側：市道を介して住宅 ・東側：事業所 ・南側：空地 ・西側：住宅
供給処理施設 敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」無い場合を「なし」とした。	上水道 あり ガス配管 なし（LPGを使用） 下水道 なし	
土壌汚染等	1. 地歴調査及び地図調査を行ったところ、物件1は従来農地であった土地を宅地へと転換した土地であり、土壌汚染の存在する可能性は低いと推定する。 2. 現在、物件2建物の敷地であり、地下埋設物の存否は確認できないが、現地調査の範囲では、現存建物に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定する。 3. 『ちば情報マップ』によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。	
特記事項	1. 物件1の敷地の範囲、境界線についてはブロック塀等により明瞭に判別され、現況の地形はほぼ公図、建物図面等に符合するものと推測する。 2. 物件1敷地の南側にスチール製の物置が存するが、基礎は無く、据置型であることから、動産と判断した。 3. 千葉県建築宅地課での調査によれば、物件1は線引き以前から、宅地として利用されており、①同一敷地②同一用途③建築確認申請書記載の延べ面積の1.5倍を超える場合は、都市計画法43条許可により建て替え可能、また①同一敷地②同一用途③建築確認申請書記載の延べ面積の1.5倍以内の場合は、許可は要しないが、都市計画法施行規則第60条に規定のある「開発行為又は建築に関する証明書」により建て替えが可能とのこと。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物	
建 築 時 期 等 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載)	平 成 10 年 8 月 9 日 新 築
	経 過 年 数	約 28 年
	経 済 的 残 存 耐 用 年 数	経済的耐用年数は満了している。
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	クロス, 塗り壁等
	天 井	クロス, 合板等
	床	フローリング, 畳等
	設 備	洗面台, キッチン, 浴室, 水洗トイレ等 (電気, 上水道, プロパンガス, 公共下水道)
	そ の 他	—
床 面 積 (現 況)	床面積 1階 55.48㎡ 2階 39.74㎡ 延べ 95.22㎡ (登記簿数量と同じ)	
現 況 用 途 等	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	4 L D K + 納 戸 (別添建物間取略図参照)
品 等	普通	

保 守 管 理 の 状 態	やや劣る ・ 建物外部は概ね経年程度の汚れであるが、ベランダ外壁が剥がれているほか、雨どいが壊れている。また樹脂屋根も割れている。建物内部について経年劣化によるビニールクロスの破れ、変色・汚れ、フローリング・畳の変色・劣化、小傷等が確認される。またクロスに穴の開いている箇所が数ヶ所あるほか、2階階段横電気スイッチが一部破損している。なお2階洋室（3）のドア扉に穴が空いていた。 ・ 債務者兼所有者へのヒアリングによれば、雨漏り、水漏れはないが、現在水道が供給停止されており、井戸を使用しているため、風呂は使用できないとのことであり、そのため住宅機器・設備等の稼働状況等については一部確認できなかった。なお建物内部の建具の建て付け等には概ね問題がなかったが、2階洋室（3）のクローゼット扉の一つは取り外されていた。
建 物 の 利 用 状 況	債務者兼所有者が自宅として居住し占有している。
特 記 事 項	1. 建築確認：平成10年6月9日／第H10認建千市000714号 検査済証：未了 2. 当該建物の使用資材、建築時期等から推察するに石綿（アスベスト）を含有する資材が使用されている可能性は低いと推察される。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ = オ
1	76,800	1.00	152	0.95	11,090,000

ア 標準価格：（公示価格等からの規準）

地価公示等（地価公示地 千葉稲毛-8）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 86,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{(101.2)}{100} & \times & \frac{100}{(103)} & \times & \frac{100}{(110)} & = & 76,800 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：方位+3% (格差率) 103

◇ 地 域 格 差：街路，交通接近，環境，行政条件格差等を考慮した。 (格差率) 110

標準画地は，近隣地域において，土地の概況（間口，奥行，規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差：－ (格差率) 1.00
(相 乗 積)

ウ 地 積：登記簿数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。 (格差率) 0.95

② 物件 2（建物）

目的物件の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ = エ
2	180,000	95.22	0.040	686,000

ウ 現価率

物件 番号	(1)耐用年数法 (定額法)				(2)観察減価率	現価率 (1)(D)×(2)
	(A) 残価率	(B) 経済的残存 耐用年数	(C) 経過年数	(D) 定額法に よる現価率		
2	5 %	0年	28年	0.05	▲20% (0.80)	0.040

(1)耐用年数法(定額法)

$$(D) \text{定額法による現価率} = \left[1 - (1 - A) \times \frac{C}{(B + C)} \right]$$

(A).残価率
(B).経済的残存耐用年数
(C).経過年数

(2)観察減価率

保守管理状況等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
		率	利用権等	
1	11,090,000	0.20	場所的利益	2,218,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (1万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ=カ
1	11,090,000	－ 2,218,000		0.95	0.80	6,740,000
2	686,000	＋ 2,218,000	1.00	0.95	0.80	2,210,000
一括価格 (合計)						8,950,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：設備の稼働状況等不明であることにより市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考資料

- ・ 地価公示価格（千葉稲毛-8）

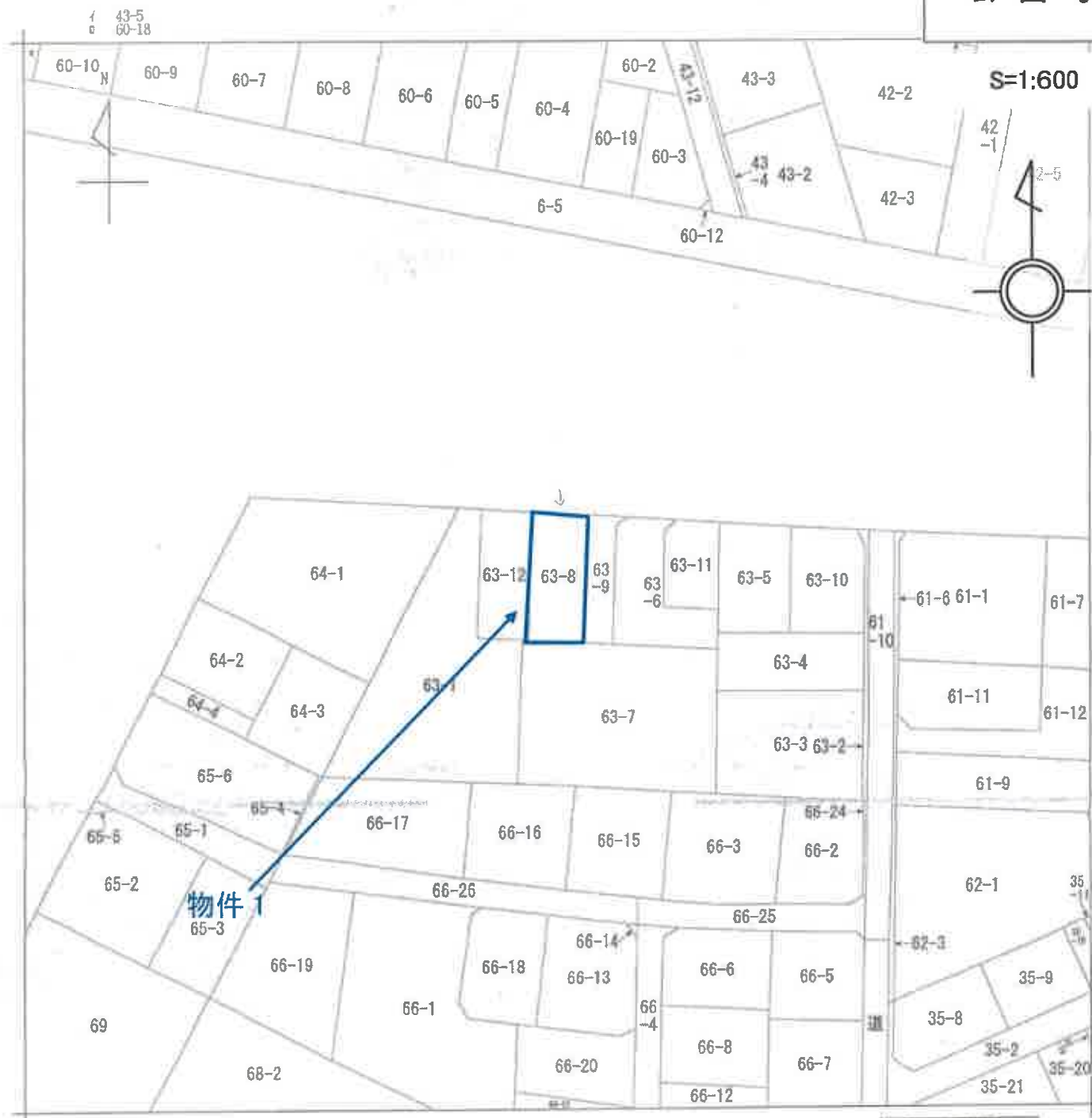
所 在	千葉市稲毛区園生町 4 0 8 番 3 5
価 格	86,000円/㎡
位 置	JR総武線「稲毛駅」の北東方約4.2kmに位置する。
価 格 時 点	令和8年1月1日
地 積	165㎡
供 給 処 理 施 設	水道，ガス，下水
接 面 街 路	南西4m市道
用 途 指 定 等	市街化区域，第一種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）
地 域 の 概 要	小規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

第 7 附属資料

1. 位置図
2. 地図写
3. 建物図面・各階平面図写
4. 建物間取略図

以 上





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	千葉市若葉区愛生町				地番	63番8			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局管轄)

令和8年1月20日

福岡法務局

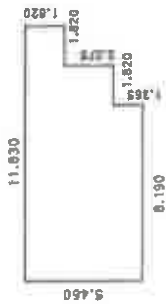
請求番号：48-1

登記官

(1/1)

000135

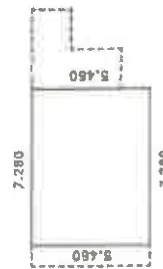
各階平面図



1 階

求積表

8.190 × 5.460 m	44.717400
1.820 × 4.095 m	7.452900
1.820 × 1.820 m	3.312400
合計	55.482700
床面積	55.48 m ²



2 階

求積表

7.280 × 5.460 m	39.748800
床面積	39.74 m ²

作製者

申請人

縮尺 250

縮尺 500

千葉県地家屋調査士会印紙

建物図面

63番8

千葉市若葉区愛生町63番地8

家屋番号

建物の所在

物件2

図 標

63-12

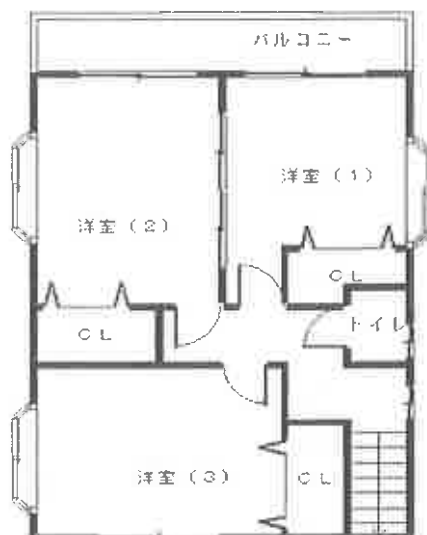
63-7

63-8

63-9

複合機にて A3 を A4 に縮小

間 取 略 図



2階



1階

